

大学は発達障害をどう受け入れるのか



ピーター バーニック
Peter Bernick
長崎大学障がい学生
支援室助教

つじ けいすけ
辻 恵介
武蔵野大学人間科学
部教授、精神科医

発達障害の支援を進めるには
教員と職員の連携が不可欠

兼高 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が2016年4月に施行され、合理的配慮の不提供の禁止が国公立大学では法的義務に、私立大学でも努力義務になりました。これに伴って、支援に関する方針やガイドラインなどの策定が進んでいます。

障害の中でも特に発達障害が問題になっているのは、障害自体が、その有無も含めて周囲の学生や家族にさえ気付かれにくいという特徴があることに起因します。支援を組織的に推進するためには教員と職員の連携が不可欠ですが、難しさを実感している大学が多いのではないのでしょうか。本日



司会

かねたか まさお
兼高 聖雄日本大学藝術学部教授、総
合政策センター広報・情報
部門会議（大学時報）委員いのうえ まさと
井上 真郷早稲田大学学生部副部
長、保健センター所長、
理工学術院教授

は、国立大学および私立大学それぞれの立場から取り組みの事例などをご紹介します。きつつ、理解を深めたいと思います。

他のことは普通にできても

ある特定のことができない発達障害

まず発達障害とは何なのか、発達障害の学生の特徴などについて、辻先生からご紹介いただけますでしょうか。

辻 発達障害はとても幅の広い概念であるため、非常に分かりにくくなっています。分かりにくさの原因は、一つは発達障害という概念の多様さ、つまりどの部分に障害があるのかという点と、もう一つは重症度が軽度から重度まで多様であるという点にあるといえるでしょう。

本質的には、その人の持つさまざまな能力の間に大きな差があることが発達障害の特徴として挙げられます。例えば、他のことは普通にできるのに他人の気持ちを感じ取る能力が極端に低いとか、じっとして話を聞くということができないとか。症状などに応じて、アスペルガー症候群や自閉症、ADD（注意欠如・多動性障害）、学習障

害など、いろいろな診断名が付けられます。

ひとつひとつ学習して、能力を積み上げるように発達していくのが一般的な人間の成長過程ですが、発達障害の場合は、途中ができていないのに非常に難しい高度な能力を発揮することがあります。あるいは、あることができるので、それより簡単なことなら当然大丈夫だろうと思ったら、そうではなかったとか。そうすると、教育現場ではどう対応したらいいか分からなくなってしまう。特定の分野で強みを発揮しても、減点主義の日本の文化の中では評価が低くなります。

兼高 まず発達障害とは何かを理解するために、診断名から考えるというのはどうでしょうか。

辻 診断名も大事ですが、それについて教職員の方々に正確に理解していただくのは難しいかなというのが実感です。目が見えないとか肢体が不自由といった障害で生じる問題はある程度イメージできても、発達障害の場合は難しいでしょう。

バーニツク そうですね。教職員に対する講習会の時は、診断名も出しますが、それ

よりも実際にどこいうところで学生がつかずいて、それにどう対応すればいいかという本当に具体的な話をしないといけないですね。

障害に対する本人および保護者の理解を前提に大学の対応を考える

兼高 能力に差があつて、障害なのかどうか分りにくいというのが発達障害の大きな問題だと思いますが、最初にどこから手を付けたいのでしょうか。教職員の理解でしょうか。

辻 むしろ本人や保護者の理解でしょう。大学の対応としては、二つの課題が挙げられます。まず、その学生が卒業するまでいかに対応するかということ。もう一つは、4年間問題を起こさずに卒業するだけだと、その後の社会適応がかえって難しくなる場合があるということです。社会に適応するためには自らの障害を受容することが大切です。大卒の学歴を身に着けても、障害を受容できていないと、プライドばかり高くなつて、かえって社会で通用しにくくなりかねません。

発達障害は、主に生得的な学習障害、注意欠如・多動性障害、自閉症スペクトラム障害などの脳機能障害の総称で、社会的相互作用や特定の学習能力、注意力や感情の制御などの能力に偏りが生じ、日常生活が困難になるものである。大学においては、ノートが取れない、履修届などの手続きがうまくできない、グループワークなどの活動に支障がある、教育上の指示に柔軟に対処できない、研究計画が立てられないなどの問題となつて現れる。問題の現れ方は個人や時期によつて異なり、個別的な対応を要する場合が多い。また障害があることを家族や本人が自覚していない場合もある。

バーニツク ただ、私立大学が卒業生への対応をどこまで担えるのかという問題もあります。

兼高 最初から本質的なお話になつてきましたが、まず本人が分かっているかどうか。それから保護者や家族、そして受け入れる先生方が分かっているか。こういった重層

的な理解が必要だと思いますが、井上先生、いかがでしょうか。

井上 最近はマスコミでも発達障害が取り上げられるようになってきて、学生や保護者にも認知が進んできたと感じています。

授業や学生生活で困っている時に、自分は発達障害かもしれないので何とかしてほしいと大学に訴え出てくるように、だんだんなってきたという印象です。

本学では、診断書などの専門的な根拠がある場合、障害学生に対する支援が受けられるようになっていきます。窓口としては保健センターに学生相談室や、精神科に相当する「こころの診療室」があります。そこで心理検査などを行って発達障害と診断されると、次は障がい学生支援室が学生の相談に応じ、どんな問題があるかといった聞き取りを行った上で、関係する教職員と共に具体的な支援や配慮を考えるようになっていきます。

兼高 入学した学生が発達障害であるというのを大学が認めるというか、診断をする、そういう仕組みがあるということですね。
井上 はい、入学試験の時点で本人が配慮

を求めることもあるし、入学後に、高校までは特に意識していなかったが、自分は発達障害ではないかと思うといって相談に来るケースも結構あります。

学生に対する修学支援と就職支援、そして働き続けるための支援

バーニック 長崎大学では、入学生の状態はさまざまです。入試の段階で配慮の申し出があった場合、その情報は障がい学生支援室にも共有されます。一方、高校では何らかの配慮を受けたものの、入試の時点では大学に開示したくないという場合もあります。偏見や、不利な扱いを受けることへの不安があるためでしょう。

さらに、本人にも自覚がないままに、場合によっては保健室登校で高校を卒業して入ってくるケースもあります。入学してすぐに履修登録があったりして、自分で動かないといけない。授業が始まると、教室の変更や休講といったこともある。こうしたいろいろなところでつまづいて、最初は学部担当のカウンセラーに相談に行き、カウンセラーと障がい学生支援室のスタッフが

一緒に面談し、発達障害が疑われるようであれば、すぐに対応を始めることもあります。医師の診断がなくても、学生が困っていることがあれば、できるだけ解消なり緩和をしようということです。

診断名が分かったほうが、学生生活やその後の社会生活においていろいろな対応が可能になると思いますが、長崎では専門医の数が限られており、診察を受けて診断書をもらうまでに半年から1年かかるという現実があるので、まずは支援を開始するようになっていきます。

兼高 発達障害の可能性があるという時点で、支援を開始するのですね。

バーニック 私もカウンセラーとしての対応経験があるので、学生と面談して発達障害の可能性がかなり高いと分かったら、支援を始めるという判断をします。

兼高 発達障害といわれていやがる学生もいるでしょうね。

辻 発達障害であることを自分できちんと受け入れられるかどうかは、とても大きな鍵になります。どうやって障害を受け入れさせるかは、シビアな問題です。

辻 恵介氏



発達障害があるから配慮をしてほしいと要求された大学が、それを提供するのには障害者差別解消法の趣旨にかなっていません。しかし、卒業して就職する際には、そういう配慮を求めると採用されないかもしれない。自分のやりたい仕事だけやらせてくださいと主張しているように思われたら、障害者であろうが雇ってもらえません。障害者である前に労働者としての自覚がないと就職が難しいし、仕事に就いても続きません。大学は、学生が労働者としての自覚を持つところまで教育するのか、それとも、4年間、勉強しやすい環境を提供すればよいのか、悩ましいところです。

井上 私立大学としては、卒業した後は知

ピーター・バーニック氏



りませんというわけにはいかないのです、もちろん卒業するまでの修学支援は必須ですが、発達障害の学生も含めて、キャリア支援、就職支援は不可欠だと思います。

辻 就職支援、つまり入り口の支援と働き続けるための支援は別の問題で、就職率は上がっても、発達障害者の離職率が高いのが現実です。大学が、そこまで目配りをするのか、それとも割り切らざるを得ないのか。いまは発達障害者にいかに働き続けてもらうかということも重視されてきて、ジョブコーチを付けるなどの工夫もされ始めています。しかし、大学がそこまでフォローするのは難しいというのも現実でしょう。

発達障害者が求める教育と

大学が提供する教育のマッチング

兼高 修学支援にプラスして、大学はソーシャルスキル・トレーニングのようなこともやるべきかどうかという問題があります。

辻 それをやらない限り、発達障害者の就職率をいくら上げても、離職を防げません。採用する企業の側の実情も踏まえて、われわれ大学の側はどういうスタンスで臨むのかをオープンにしないといけないと思います。

発達障害の学生が入学して最初の履修登録でつまずき、結局は退学していくことも少なくない現状を見ると、大学としてどこを目指すべきなのか考えさせられます。

井上 本学の障がい学生支援室は診断がベースになっていて、限られた学生しか利用できませんが、学生相談室は誰でも相談できます。そこには自助グループがあつて、カウンセラーが入って学生のグループカウンセリングを続けていると、自分たちの特性の理解とか、どうすれば他者とのコミュニケーションがうまくいくかといったこと

を互いに教えあったり共感しあったりして、徐々にうまくいくようになります。

さらに、行政による就労移行支援といったサービスや民間企業によるトレーニングなども取り入れて、就職後も見据えたサポートを提供しています。障害者手帳を取得して障害者枠で就職するというケースもあります。

しかし、卒業したら大学がサポートするわけにはいかないので、そこをどうするか悩んでいるところです。

辻 大学から社会に出てつまずいた段階で、大学での学び直しというか社会人教育のよきな機能を大学が担うのも、一つの解決策になるかもしれません。



井上 真郷氏

井上 現状では、まだそういったシステムはないので、他の学部に入学するとか大学院になってしまいますが、そうすると学生とのニーズとは、ずれてしまいますね。

辻 多くの発達障害者にとって、大学に行くメリットが本当にあるのかどうか。彼らが最も必要としている教育と、大学が提供できる教育がマッチングしていない可能性があります。

高度に多様化した社会は 発達障害者が生きにくい社会



兼高 聖雄氏

兼高 障害者差別解消法の背景を考えると、発達障害があっても大学で学びたいという学生に比べて大学教育を解放しようという

のが基本だと思っています。

辻 適性の問題があるので、障害者も健常者も、希望したからといって必ずしも専門的な教育の機会が与えられるわけではありません。発達障害があることで、大学レベルの教育を受けることに適性がない場合もあります。社会はそこを直視しなくてはいいけないと思います。

発達障害の学生の問題がクローズアップされている背景には、本質的に三つの要因を指摘できます。一つは発達障害自体が増えていること。また、発達障害という概念が流布されたため、いままで気付かなかったものが顕在化してきています。

三つ目は、世の中が多様化していることです。多様化された世界は発達障害者にとって生きにくいのです。多様な将来の可能性が提示されているようでいて、必ずしも発達障害者には向いていない仕事や進路がたくさん並べられているに過ぎないとも言えるのです。現状では、大学進学も、その向いていない選択肢のひとつになっているかもしれません。高等教育を希望する発達障害者の思いにこたえることは確かに大切です。

が、関係者がその問題の難しさに本当に気付いているのかどうかは疑問ですね。

バーニック これは私の個人的な見解ですが、日米の文化の違いもあるような印象を受けます。アメリカの大学では、入りたければ歓迎するが一定以上の単位を取らないと進級できないことから、卒業も容易ではない。一方、日本の大学はまるで親代わりで、何とか卒業させようとする義務感みたいなものが根強くあるようです。日本の多くの大学では、大学と本人とのマッチングの問題が生じているように思います。

辻 発達障害者の社会適応を考える上では、適材適所のマッチングが一番重要です。大学に入って学力的にはついていけるとしても、その分野に向いているかどうか、その仕事でやっていけるかどうかは別問題です。

アメリカのモデルでは、学力的についていける者に対して、知識や技能を身に付けさせるのが大学の機能であって、その身に付けたものを使って社会で活躍できるかどうかは本人次第ということなのでしょうね。

障害者差別解消法がそういうモデルを想定しているのなら、われわれも少しドライ

な考え方をする必要があるかもしれません。

兼高 なるほど。大学はシラバスでこれだけのレベルに達することを約束すると。それに対して、発達障害によって困難であるのなら何とかしようというのが障害者差別解消法の趣旨ですね。

辻 そうでしょうね。

兼高 しかし、手厚くケアをして社会性を付けてキャリアの面倒を見るところまでは入っていないということでしょうか。

辻 大学は割り切って、学生が求めるキャリアの部分を身に付けさせることに徹する。本人に適性があれば社会に出て挫折するかもしれませんが、そういう経験を通して障害者を受容していくなら、それでよいではないかという発想もあり得るでしょう。

井上 発達障害の学生で、例えば高校では数学が苦手だったので、それを克服しようと思って数学科に入るといったようなケースがたまにあります。そういう学生が相談室に来たら、さすがにそれよりはもっと得意な部分を伸ばして、できれば職につながるようにという話をして、転学部とか、残念ながら退学することになる場合もあります。

す。それはそれで、本人の人生に大学が関わって手助けできたので良いのではないのでしょうか。

アメリカでは、必要な支援を外部の第三者機関が評価

兼高 障害者差別解消法で、大学は合理的配慮の提供が求められるようになりました。そうすると、実態としてはドライではないので、受け入れるならばしっかり対応しようとしている気がします。長崎大学ではいかがでしょうか。

バーニック アメリカや欧州で行われている合理的配慮の定義なども参考にして、事前に授業の資料を提供するとか、試験時間やレポート提出期限の延長など、いろいろやっています。どこまでが合理的な配慮でどこからが過重な負担なのか、成績評価の基準を下げてしまわないか、他の学生に不利な扱いになっていないか、そういった境界線が鮮明ではないので、模索している状況です。

先生方からは、大学がはっきりとした指針を示してほしいと言われます。しかしな

が具体的な例を紹介することはできても、個性が高く、一律にはできません。この学生にはこういう特性があるので、こういう配慮をしてほしいという文書を作成し、担当教員に通知しています。

文書についても、アメリカでは、必要な支援を第三者が評価します。日本ではまだそういう評価機関がなく、学内で個別に対応していますが、一人一人の教員と交渉するので非常に時間がかかる。既に限界を超えており、「合理的」ではない状態です。

辻 そうすると、あらかじめ幾つかのプランを考えておいて、それで対応するという形になるでしょうか。

バーニツク いえ、やはりプランは個別につくらないといけないですね。ただ、その内容自体は、こういう対応が入るかもしれないと事前に先生方に説明しておくので、その都度交渉することはありません。

兼高 対象となる学生数は、どれくらいですか。

バーニツク いまは110人以上で、そのうち発達障害は35人前後、診断がある学生とない学生が半々くらいです。障害者手帳

を持つている学生は少なく、これから取るかどうか悩んでいる学生は何人かいます。就職の関係で、手帳を取ったほうがいいのかどうかという相談もあります。

差別なのか適正な判断なのかで迷っている大学が多い現状

辻 大学における学習支援を考えた場合、特に入口部分では、例えば学習障害があつて計算の障害があるけれど数学科に入りたい、あるいは読み書きがだめだけれど国文学科または英文学科に入りたいという志願者がいたら、入学試験でどこまで配慮するべきでしょう。配慮しすぎたら入学試験の意味がなくなってしまうですが、いかがでしょうか。

バーニツク 日本の大学は、そういったことをようやく考え始めたところでしょう。その学科の本質的な部分の変更に当たる場合は拒否するかどうか、そういった議論がいま実際に始まったところです。

兼高 本質を変えない部分であれば受け入れますが、それ以上のことはまだ議論がなされていませんね。

辻 現状では、それが差別なのか適正な判断なのかというところで、多くの大学で迷ったり混乱したりしていると思います。

井上 あらかじめ一律に拒否するのは差別になるし、一口に障害といってもいろいろなレベルがあるので、「まず、ご相談ください」という対応がベースにあつて、あとは個別に判断せざるを得ないのではないのでしょうか。

バーニツク 大学ではアドミッションポリシーやカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーが定められているので、そこである程度は対応するようになると思います。

先日、ある学部のディプロマポリシーを見たところ、「研究して口頭発表ができる」という一文がありました。例えば聴覚障害や言語障害がある学生もいるわけなので、口頭発表ができることが本質的な部分なのかという見直しが必要だと感じました。

井上 卒業研究の発表や、英語の科目でディスカッションが必修になっているところでは、コミュニケーション能力に関してよく問題になっています。発達障害に限らず、そういったオーラルコミュニケーションが

苦手な学生はどうしても一定の割合でいるので、受講してみても難しい場合、大学は、そういう学生のための代替科目をきちんと用意しておかなければいけない時代になってきたと思います。

バーニック アメリカでは、本質に関わらない部分では代替科目が用意される場合があります。本学でも、選択必修であるスポーツ演習に代替科目が用意されるようになりました。そうしたように、柔軟に考えなければいけないことがたくさんあります。現状は、まだ氷山の一角でしょう。

兼高 どこまで柔軟に対応をしていくか、その合理性や基準が悩みどころですね。学生相談室のレベルで解決できる問題ではありません。

井上 それを突き詰めると、やはり数の問題になるでしょう。近年、発達障害は増えており、そういったコミュニケーションが苦手な学生に対して代替科目を用意するなど、制度的にだんだん対応が進んでいます。一方、ごくまれな障害に対して、代替科目などをどこまで用意するか。やはり、数が多いところから徐々に対応していくしかない

いという気がします。

兼高 対応するには教職員の理解が必須だし、また学生の障害を正しく判断する必要があります。

井上 本学では学生の間で不公平感が出ないよう、診断書などの医学的根拠資料を前提にしています。また、教員に対しては、評価の基準の本質的なところは決して変えないようにお願いしています。ですので、その授業で要求される本質的な部分が満たされていないのであれば、単位が出なかつたり評価が低かつたりします。あとは、現



場の教員に対して具体的な配慮方法を提示しながら相談すると、協力してくれることが多いですね。

辻 根拠資料に対して、先ほどバーニック先生のお話にあったアメリカの第三者評価などでの評価が必要でしょう。

大学の垣根を越えた 組織的な取り組みの必要性

兼高 発達障害だということを本人も家族も気が付かないまま、大学まで来てしまったというケースも意外に多いような気がします。大学は、どう対応したらいいでしょうか。やはり障害学習支援室などの支援で、できるだけ認めさせる方向に持っていくのでしょうか。

バーニック 簡単には解決しないので、本人にも保護者にも徐々に受容を促していくことになります。診断から入ろうとすると抵抗が強いので、困難を解消するにはどうしたらいいかということから始めます。

兼高 学生に対して、あなたは困難を抱えているが、大学にはそれに対応する仕組みがちゃんとあるということを、まず納得さ

せるわけですね。

バーニック 例えば、どうしても提出期限を守れない学生がいると、教員からカウンセラーに紹介され、その後障がい学生支援室と連携して対応することになります。

兼高 日本の文化としては、精神科に行くことをとてもいやがりますね。

井上 カウンセリングは、だんだん垣根が下がってきた感じがあります。むしろ、私は逆の事態を危惧しています。心理・知能検査でも、わざと低い点数を取って発達障害という診断を誘導し、大学に対応を要求するといったような。

兼高 全国の大学をカバーできるほど、精神科の医師や臨床心理士の数は多くないので、今のペースで発達障害の学生が増えていくようなら、大学の垣根を越えた組織的な取り組みが必要な気がします。

**専門家の判断が必要になると
小規模校では負担増の可能性も**

兼高 学生が、障害があるためにうまく対応できないのか、それとも単にサボっているのかどうかを教員個人が判断するのは

なく、障害学生支援室のようところが、この学生は障害があるからこういう対応をしてくださいというように、制度的に受け入れているかどうかで判断すればいいのでしょうか。

辻 そうすれば、個々の教員は楽になるでしょうね。自分で抱えないで済み、学生対大学という構図になりますので。ただ、こんどは大学が差別していると批判されるリスクを避けるために、学生からの要求を全て受け入れてしまい、障害の認定を乱発する可能性が生じます。

兼高 そういった大学内における対応をどこまでしっかりとできるかが急務ということでしょう。

井上 突き詰めると、どこかの時点で専門家が妥当性を判断せざるを得ないので、制度的に全部カバーできるものではなく、個別のケースに対する専門家の判断を信じるしかないということになるでしょう。

辻 専門家の判断と言っても、それが主治医の場合、どうしても患者の利益が優先され、客観性に欠ける場合が出てきます。民間企業では、主治医に希望通りの診断書を

書いてもらって安易に休職を繰り返す社員に対し、出された復職申請を外部の専門家も含めた委員会が審査するケースが増えており、場合によっては復職を拒否することもあります。いずれ、大学でもそういった専門家がが必要になると思いますが、小規模な大学にとっては負担増につながりかねません。

兼高 そうなると、合理的配慮を超えることにもなりかねない。しかし、第三者委員会のような判定機関によって公正を担保する必要があるでしょうね。

辻 その点は、アメリカではどうなんですか。

バーニック 学生に書類を提出させる場合は、その評価をした人のバックグラウンドというか、ちゃんとした経験があつて適正な評価ができるという証明まで求められます。例えばWAIS（ウェクスラー成人知能検査）だけではなく、他にどのような検査をしたか、その結果の添付や判断の理由を明らかにすることも必要です。州によって異なる部分もありますが、その辺はシビアにやっています。

辻 第三者には、専門家だけではなく、発達障害の当事者も入っているのではないのでしょうか。

バーニツク 支援者として当事者を入れているところもありますが、適切な資格がない場合は評価に関わることはありません。

井上 もし、現実にはすぐわかない判断などがなされた状態があっても、私は巡り巡ってどこかでバランスが取れるように思います。例えば大学が障害者に甘い対応を続けると、コストもかかるし、一般の学生の間で不公平感が出て、ひいては学力にも影響し、大学としての評価が下がるので、是正されるとか。ただ、それには10年といった長い時間がかかるので、もう少し短期的にチェックする仕組みがあったほうが、みんなが規律を正してやれるような気がします。

**発達障害は、グループワークに
なじまない場合も多い**

辻 日本の場合、マイノリティーへ配慮する歴史が、まだ浅い。配慮すると、絶対にマジョリティーのほうから逆差別だという意見が出ます。そういうことに、日本はま

だ慣れていません。

兼高 発達障害の学生への配慮に対して、一般の学生からそういった反発のようなものはありますか。

バーニツク それはまだありませんが、教員からは、特定の学生に配慮していることを他の学生にどう説明したらいいかという悩みは聞いています。そこで、私は入学式の後のオリエンテーションで新入生に話しています。まず障がい学生支援室の存在を伝えてから、いまの世の中では合理的配慮を受けている学生は珍しくないもので、皆さんのまわりに配慮を受ける学生がいても、あまり特別なことだと思わないでほしい。そういった、教育的な話を軽くします。

また、実際の配慮でも、目立つものとうでないものがあります。例えば座席の位置を入り口に近いところにするといった配慮は、特に発達障害の場合がありますが、学生にどうやってそこに座ってもらうか。最終的には、机に「優先席」と表示し、ここに座るには教員の許可が必要だと明示しました。発達障害の学生本人に確認すると、目立ってもいいから、席が確保されている

ほうがいいとのことでした。いずれにしても、自分は目立っているからと。教員から他の学生に対しては、「難聴とか視力障害とかいろいろ理由があり得るので、そういう学生のための優先席である」という、発達障害に特定しない説明をしてもらいました。

兼高 そういう学生がいるということを一般学生に話すことで、逆にいまままで分かった障害学生を発見することができるかもしれません。

バーニツク はい、話を聞いて支援室に来た学生もいます。

兼高 なるほど、専門家がたくさんいるわけではない状況では、当面はそうやって理解を広めて対応し、基準を作っていくしかないですね。

井上 他の学生からも明らかに分かる形で特別扱いされているときは、障害があることをオープンにしてもいいと本人から言ってもらえるとやりやすいですね。また、私は知られたくないという学生への対応には、「バーニツク先生がおっしゃった『いろいろな理由がある』という説明はいいなと思いました。

兼高 グループワークの場合はいかがですか。

バーニツク 最近、本学ではアクティブラーニングを取り入れて、必ずグループワークをさせるという方針です。発達障害の場合はグループワークになじまないことが多いので、その対応が課題になっています。

そこで、少なくとも同じグループのメンバーには、本人の同意の下、診断うんぬんではなく、この学生にはこういう特徴があるから配慮してほしいと説明して一緒に作業をさせるか、もしくは、どうしても困難な場合は一人というケースもあります。

井上 理工系の実験でも、いろいろ調整はしますが、結果的に一人でやつてもらう場合もあります。ただ、それほど頻繁にあるわけではないので、現状では実験関係の職員が対応して、何とかしのいでいます。

辻 義務教育の段階だと、世の中にいろいろな人がいることを学ぶなかで、障害者に関わることも推奨するインクルージョンの考え方がありますが、大学の場合はどうなんでしょうか。障害がない学生は、障害のある学生と一緒にグループワークをするように言われた場合、拒否する権利はあるの

でしょうか。

バーニツク いまの時点では、場合によってはあります。大学教育の場でも、本来はインクルージョンがあるべきですが、実態はまだそこまできていないと思います。

兼高 一緒にグループワークをすることが、本質的な教育目的に寄与する場合もあると思います。私は障害がある学生と一緒にやつてもいいという学生がいたら、そうさせるのは、むしろ大学なら可能であると。

辻 小・中学校や高校で、面倒見がよさそうな子に頼んで障害者の世話をさせると、それが逆に将来の偏見や差別を助長するのではないかという、インクルージョンに対する批判があります。

兼高 ある授業の目的を達成する方法論は、何通りもあると思います。ですから、方法を変えて対応すればいい。もちろん、実験のように方法論にかなり制限があるような科目は難しいとは思いますが。例えば、実習でテレビ番組を制作する場合は集団作業なので、必然的に障害がある学生もグループに受け入れる。その結果うまくいかなかったとしても、できあがった作品のレベルで

はなく、作品づくりにどれだけどのように関与したかで個別に学生を評価します。ただ、これは発達障害のある学生だけを前提にしているわけではありません。

井上 それはいいですね。

辻 本当は、大学教育はインクルーシブ・エデュケーションであるべきか否かというあたりを国から打ち出してくれたほうが、大学としては動きやすいのかもしれない。単純に合理的配慮をどうするかという話ではなく、どういう社会にするために高等教育はどうあるべきか、そういう国の政策があってほしいと思います。

一歩踏み出し、最初からユニバーサルデザインを取り入れる仕組み作りを

井上 大学は本質的に集団教育をするところなので、大勢の学生を集めて、しかもそのレベルがそろっていたほうが授業はやりやすい。マイノリティーの学生がいると、授業という面ではやりにくい面がどうしてもあります。それを解決する方法の一つとして、ユニバーサルデザインがあると思います。発達障害と診断されなくても、発達

障害の傾向がある学生はたくさんいますので、そういった学生にも通用するような教育の方法を模索しています。

例えば私の授業では、あらかじめ講義スライドを印刷して、授業の冒頭で配付します。発達障害の学生にだけ、前もって渡しておくというようなことをそのつどやらなくて済みます。これからの大学が生きる道を考えて、なるべく多くの学生に通用する、従来から一歩踏み出したような形の授業のやり方や教育の方法を工夫する必要があります。

兼高 言い方を変えると、合理的配慮を普遍的配慮にすることですね。

井上 そうです。障害のある学生が一定割合でいることは分かっているのですが、事前の改善措置としてスロープを作るように、授業の方法も改善していくことです。あるマイノリティーグループ同士は相容れないということもあるかもしれないので、難しい問題だとは思いますが。

バーニック 発達障害者が今後増えるという話が出ました。現在、日本における発達障害を含む障害のある学生の在籍率は0・

5%程ですが、アメリカでは既に10%前後で、今後日本では10～20倍に増えるという想定ができます。それに、どう対応するか。

昨年、欧州で開かれた学会に参加した際に、日本でも法律ができて、これから対応していくという話をしたところ、向こうでも最初は個別対応から入ってユニバーサルデザインに至った経緯があつて、日本は個別対応の部分スキップできればいいのではないかと言われました。最初からユニバーサルデザインを取り入れれば負担も少ないし、より多くの学生の学びがうまくいくでしょう。ユニバーサルデザインを取り入れる仕組みを、早くつくりたいですね。

井上 なるべくユニバーサルデザインで対応して、どうしても足りない部分はやはり個別対応する。

バーニック そうですね。全て個別対応するのではなく、1～2割の対応だけで済むのが、効率的で現実的な方法だと思います。

また、特に発達障害の学生は、自分だけが違っているために目立つことをどうしても嫌いますが、日本の文化は同じ道を歩くことに對するプレッシャーが非常に強い。

自分が違っているという自覚はあるので、プレッシャーから抑うつ症状や不安障害といった二次障害を起こしてしまいうケースが本当に多く見られます。日本の社会全体がもう少し寛容になって、真の意味で多様性を認めるようになってほしいと思います。

兼高 だいぶ多様になったような気がしているのですが。

バーニック まだまだ、これからでしょう。

社会の高度化、先進化により 社会的障壁が増えていく

辻 精神科医としての立場から言うと、発達障害は、正常な心性との間に明確な線が引けるわけではなく、連続的に移行していく概念です。どこで線を引くかによって、発達障害者の数は変わるわけです。ただ、社会が高度先進化すると、それに適応しにくい人が増えるのは事実で、配慮が必要なのはほとんど増えていくでしょう。

その中でユニバーサルデザインを考えると、一部の人が適応しやすくなるというだけでなく、平均的な人々に対しても居心地のいいものであるからこそ機能する、とい

うところに行き着くような気がします。

井上 障害は、基本的に本人だけの問題ではなく、社会的な障壁とセットになって障害者が生じるというのが一般的な考え方だと思います。そうした社会的障壁がだんだん取り払われて、身体的な障害は残るにしても、あまり問題なく生きて行けるようになるのが理想だと思いますが、社会が高度先進化すると、むしろ社会的障壁が増えるとお考えでしょうか。

辻 基本的には増えていくので、だからこそ減らすことを考えなくてはならないということでしょう。近代以前の単純な世の中に比べて、可能性が広がって多様になったからこそ不適応を起こしやすくなっているといえます。放っておいたらますますひどくなるので、さらなる配慮が必要になってきたということだと思います。

兼高 それを、大学が考えなくてはいけないのでしょうか。

辻 そういう疑問が、当然出てくるでしょうね。

兼高 もっと開かれた大学であるためには、社会的障壁の一つとしての入学試験や修学

について、さらなる配慮を進めていく必要があるのですね。

障害のある学生に対応した 大学教育の多様化も必要

バーニツク 学内の教員と話したので、今、大学は総合的な能力を持つ学生を求めているように思えます。しかし、発達障害のある学生は持っている能力に凸凹があるので、オールマイティーになることは難しい。そういう学生が、例えば化学を勉強する場として大学を選択できたらい。卒業



はできなくても、何単位取得したとか、そういった選択肢を用意してはどうか。全員、卒業しなければならぬというハードルを設けると、どうしても脱落する学生が出てきますが、もう少し低いハードルがあってもいい。4年間勉強して卒業できなくても、思う存分に化学を勉強できる、そういう柔軟性が大学にあつていいと思います。

辻 本当は、大学教育とはそういうものなのでしょうね。しかし、少子化のため大学は学生を確保しなければ生き残れない。大学とは勉強をするところであつて、就職率なんか関係ないとは言っていられません。

井上 大学は、社会に対して人材を輩出するという役割も果たさなければならぬので、やはり学問だけというわけにはいかないでしょう。

兼高 いろいろなコースがあつていいのかもしれません。

井上 確かに、卒業できなかったら全て、大学教育の失敗というわけではないというのは、そのとおりだと思います。

兼高 本日は、興味深いお話をありがとうございました。